会議名第 25 回 堺市同和行政協議会令和5(2023)年10月4日(水)
午後2時00分~午後4時30分場市立人権ふれあいセンター
会議場所と議場所2階多目的室

出 席 者

(委員)

井上和希委員、田村登貴子委員、中田理惠子委員、中村昭彦委員、井藤良子委員、 山田一幸委員、久保洋子委員、小山敏美委員、白本忠史委員、納谷通弘委員 上野充司委員、小野伸也委員、兼城 剛委員、小堀清次委員、西田浩延委員、 藤本 憲委員、山﨑 光委員、餅木哲郎委員 (堺市)

黒田ダイバーシティ推進監、濵ダイバーシティ推進部長、脇田ダイバーシティ企画課長、 坂本ダイバーシティ企画課参事、六波羅ダイバーシティ企画課参事、植田ダイバーシティ企画課主幹、 中﨑人権推進課長、八木学校教育部部理事、森内人権教育課長

(傍聴人)なし

- 1. 会長等の選出について
- 2. 審議依頼について

案 件

- 3. 本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について…資料1
- 4. 利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について …資料2
- 5. その他

会議内容

事務局(植田ダイバーシティ

定刻になりましたので、ただいまより第 25 回堺市同和行政協議会を 開催させていただきます。

企画課主幹)

委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありが とうございます。

進行を務めます ダイバーシティ企画課の植田と申します。よろしく お願いします。

本日は18名の委員が出席されております。

本協議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達していることをご報告申しあげます。

本日は議会から選出の 4 号委員改選後の初めての会議でございます。 ご出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元に委員名簿を置かせていただいております。

まず、堺市同和行政協議会条例第3条第1項第1号に定めた方々、

井上和希委員でございます。 田村登喜子委員でございます。 中田理惠子委員でございます。 中村昭彦委員でございます。

次に、同じく第2号に定めた方々、 井藤良子委員でございます。 山田一幸委員でございます。

続きまして、同じく第3号で定めた方々、 久保洋子委員でございます。 小山敏美委員でございます。 白本忠史委員でございます。 納谷通弘委員でございます。

続きまして、同じく第4号で定めた方々、 上野充司委員でございます。 小野伸也委員でございます。 兼城 剛委員でございます。 小堀清次委員でございます。

本日、白江米一委員は、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

西田浩延委員でございます。

藤本 憲委員でございます。

山﨑 光委員でございます。

本日、西川良平委員は、堺市国民健康保険運営協議会に副会長としてご出席のため、欠席との連絡をいただいております。

最後に、同じく第5号によりご委嘱申しあげております、 餅木哲郎委員でございます。

また本日、ダイバーシティ推進部長の濵は、公務のため途中退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、ダイバーシティ推進監 黒田よりご 挨拶を申しあげます。

男 田 ダブイバーシティ推進監

堺市市民人権局ダイバーシティ推進監の黒田でございます。

本日はご多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

第 25 回堺市同和行政協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より同和問題解決のための本市の 施策の推進に格別のご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうござい ます。

本市では従前より取り組んでまいりました人権施策や男女共同参画施 策のさらなる推進と充実を図っていくため、昨年度までの人権部と、男 女共同参画推進部を再編し、今年度よりダイバーシティ推進部として新 たに出発をいたしました。

社会情勢の変化や、コロナ禍を経験したことによりまして、これまで 見えていなかった様々な人権課題が顕在化してきております。

そうした多種多様な人権課題に向き合いながらも、この同和問題の解決に向けましては、委員の皆様のご助言、ご協力をいただきながら、共に取り組みを進めてまいりたいと改めて思った次第でございます。

本日は今年度初めての同和行政協議会の開催ということで、今回新た に 7 名の委員の皆様にご就任いただいております。よろしくお願いいた します。

本日の会議は新体制でのスタートということになりますので、会長等の選任の他、本市から「同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取り組みについて」審議依頼をさせていただく予定となっております。

委員の皆様におかれましては、それぞれご専門のお立場からご審議い ただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局

それでは、会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきま す。

次第、資料 1、資料 2、同和行政協議会条例、同和行政協議会名簿を 配布しております。皆さま、不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日ご審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を

作成し、市のホームページ等において公開いたします。

また、本日、当審議会の傍聴の方はいらっしゃいません。

それではこれより審議に入らせていただきます。本日は、案件としまして、会長並びに 4 号選出委員からの運営委員のご選任をいただきます。議事の進行上、会長が選任されるまでの間、白本副会長に議事を進めていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

副 会 長

副会長の白本でございます。よろしくお願いします。

(白本委員)

会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきま す。ご協力のほどよろしくお願いします。

早速、案件に入ります。まず、会長並びに運営委員の方々の選任を行います。選任方法について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

選任方法ですが、会長につきましては、本協議会条例第 4 条に基づき 委員の互選となっております。また、会長は従来から議会側の委員、つまり第 4 号選出委員より選んでいただき、協議会で承認いただくということになっております。

また、運営委員につきましては、条例施行規則第3条に基づき委員の 互選となっております。本協議会における従来からの申し合せにより、 1号委員から1名、2号委員から1名、3号委員から1名、4号委員から 4名、5号委員から1名の方を互選いただいております。

本日は、運営委員のうち改選となりました 4 号委員の 4 名について互選していただき、協議会でご承認いただくこととなっております。 以上でございます。

副会長

会長及び運営委員の選出につきましてお諮りしたいと思いますが、た だいま事務局から説明のあった選任方法でご異議ございませんか。

ないようでしたら、拍手をもってお願いいたします。

【拍手】

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、会長の 選任方法につきましては、従来どおり議会側委員より推薦をいただき、 運営委員についても先ほど申しあげました要領で推薦をいただき、協議 会で諮ってまいりたいと思います。

では、議会側委員には、別室をご用意していますので、議会側委員の 皆様はご協議をお願いいたします。

それでは、協議のため暫時休憩いたします。

【議会側協議】

副会長

それでは、議事を再開いたします。

議会側委員から会長並びに運営委員推薦の発表をお願いいたします。 西田委員よろしくお願いします。

西田委員

はい。それでは、議会側委員の協議結果についてご報告申しあげます 会長につきましては、小堀清次委員にお引き受けいただきたいと思いま す。

また運営につきましては、山﨑光委員、小野伸也委員、白江米一委員、藤本憲委員にお引き受けいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

副会長

ありがとうございました。推薦発表をいただきましたので、私から会 長及び運営委員を確認させていただきます。

まず、会長に小堀委員、運営委員としては、 山﨑委員、小野委員、 白江委員、藤本委員の4名でございます。

会長及び 4 号委員選出の運営委員を以上の方々に決定したいと思いますがいかがでしょうか。よろしければ、拍手をもってご承認にかえさせていただきたいと思います。

【拍手】

副 会 長

それでは、ご承認いただきましたので、会長の小堀委員に交代させて いただきたいと思います。

それでは、小堀会長よろしくお願いいたします。

会 長

改めましてこんにちは。

(小堀委員)

ただいま委員の皆様のご賛同を賜りまして、会長に就任させていただ

くこととなりました小堀清次です。

先ほど推進監の挨拶でもふれられていましたように、今年度より人権 部と男女共同参画推進部がダイバーシティ推進部に再編されました。

ダイバーシティとは、すなわち多様性であります。これは多様な人々が互いの人種、セクシャリティ、年齢、障害の有無やその他個人的差異、価値観などの違いを尊重し、共に生きる社会の理念を表す言葉であると理解をしておるところでございます。

そうした本市施策の転換点にある中、歴史ある本協議会の会長という 大役を仰せつかり、大変身の引き締まる思いでございます。

1969 年 4 月、同和対策事業特別措置法が施行され、2002 年 3 月に、これが期限切れとなりました。

しかしながら、インターネットや SNS 上での部落差別は、未だ後を絶たないといった状況でございます。

そうした中で、本協議会といたしましても、同和問題の解決に向け、 近年の社会情勢の変化に伴う新しい課題にも積極的に取り組んでまいり たいと考えております。

委員の皆様におかれましては、活発なご議論とご協力をお願いし、大 変簡単粗辞ではございますが、会長就任の挨拶とさせていただきます。 何卒よろしくお願い申しあげます。

それでは、議事に入らせていただきます。

はじめに、本日の会議録の署名につきましては、以前より会長と、も う1名ということになっております。

前回は、今回交代となりましたが大林委員でしたので、本日ご出席の 委員から、五十音順の続きで小野委員にお願いしたいと思います。よろ しくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、案件に入ります。

案件2の「審議依頼について」事務局の方からお願いします。

事 務 局

それでは、市長から協議会会長に対しまして、審議依頼を行いたく、 ダイバーシティ推進監から小堀会長に審議依頼書をお渡しさせていただ きます。

会長と推進監は申し訳ございません、前の方にお願いいたします。

【審議依頼書の読み上げ・手交】

(別紙:審議依頼)

会 長

ただいま、ダイバーシティ推進監から審議依頼の方を受け取らせていただきました。永藤市長の方から、「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」及び、ただいま皆様においでいただいております、

「堺市立人権ふれあいセンターの利用者拡大のための愛称募集」、これ についてしっかりと審議をお願いしたいと思いますのでよろしくお願い 申しあげます。

それでは、これを審議依頼に基づき審議を進めてまいります。

案件 3「本市の同和問題解決に向けた効果的な取り組みについて」の 説明を事務局から一括してお受けをし、その後に、質疑応答に移りたい と思いますので、よろしくお願いをいたします。

事 務 局

案件 3「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」ですが、今年度は、ダイバーシティ推進部及び人権教育課で行っている取組について、所管課より順にご説明をさせていただき、取組に関して、もっとこうすればどうかなどのご意見等を頂戴したいと考えています。

それでは、資料に沿いまして、順に説明をさせていただきます。

中崎人権推進課長

人権推進課長の中崎でございます。どうぞよろしくお願いいたしま す。

平素は人権施策の推進にご協力いただきありがとうございます。説明 の方は、着座にて失礼いたします。

「同和問題の解決に資する事業」について、ダイバーシティ推進部人 権推進課において実施している事業を説明させていただきます。

まず、資料1の1つめ「人権主担者研修事業」について、説明いたします。

「人権主担者研修事業」は、堺市職員を主な対象とした研修事業であり、本市における同和問題をはじめとした様々な人権課題の解決に向け、各課に人権主担者を置き、研修を実施することで職員の人権意識の向上を図るものです。任期は2年で、就任当初に人権ふれあいセンター内にある舳松人権歴史館の見学や地域のフィールドワーク、地元の方による講話を実施し、同和問題に関する理解を深めております。

加えて、様々な人権課題について集合研修や班別研修などに取り組み、その成果を課内研修等により広げながら、本市人権行政の推進役として様々な人権課題に対する認識を深めております。

次に、資料1の2つめ「人権啓発推進・人権相談事業」について、説明いたします。

「人権啓発推進・人権相談事業」は、同和問題をはじめ、様々な人権 課題の解決に向け、市民の方々の人権意識の向上や、多文化共生の心を 育み、人権尊重社会の実現を図るものです。

まず、人権啓発としては、憲法週間や人権週間におけるパネル展、大規模商業施設における平和と人権展、市民向け講演会である人権教育セミナーのほか、中区の深井にあります平和と人権資料館においてもパネル展示をしております。

また、最近では、インターネットや SNS が普及し、インターネット上の人権侵害についても、重要な課題であると考えています。本市では、インターネットを利用する際には相手の立場や気持ちを想像し、傷つけてしまうことがないよう、また、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることのないよう、講演会やパネル展、市ホームページ等を通じ啓発を実施しております。

これまで、市民向け講演会である人権教育セミナーにおいて、山口県人権啓発センターの川口泰司さんを講師にお招きして、「寝た子はネットで起こされる!?~「部落差別解消推進法」施行と今後の課題~」をテーマにした講演を実施するほか、大規模商業施設で開催する平和と人権展において、「インターネットと人権」をテーマにした特別展示などを実施しております。

次に、人権相談につきましては平成 29 年度から人権推進課に専用回線による人権相談ダイヤルを設置し、様々な人権に関する相談に対応しているほか、各区役所及び人権ふれあいセンターにおいても、様々な人権に関する相談に対応しております。

相談に対しては、まず丁寧な傾聴を行うことで、相談者の思いや悩み に寄り添い、法的な対応が必要な場合など、更なる対応が必要な場合に は、希望により法律相談や関係機関の案内も行っております。

以上、人権推進課の取組について説明させていただきました。ありが とうございました。

坂 本 ダイバーシティ企画課参事

ダイバーシティ企画課の坂本と申します。よろしくお願いいたしま す。着座にて失礼いたします。

それでは、「インターネット上の差別事象への対応」につきまして、 本市のインターネットモニタリングの実施状況について説明させていた だきます。

インターネットモニタリングにつきましては、これまで本協議会でも お示ししていました「インターネットモニタリング・削除要請依頼マニ ュアル」に沿って、「表現の自由」に配慮しつつ、「法務省の依命通 知」を踏まえた基準により実施しているところです。

法務省の「依命通知」とは、「インターネット上の同和地区に関する 識別情報の摘示事案の立件及び処理についての考え方」を示したもの で、「特定の地域が同和地区である。」などと指摘するものは、原則、 削除要請の対象とすべきであるとしています。

この依命通知を根拠に、同和地区の地名摘示事案に関してのモニタリングを実施し、法務局へ削除要請依頼を行っています。

モニタリングは、概ね週 1 回程度実施し、特定地域が同和地区である と指摘する投稿等、基準に合致したもののうち、内容を更に検討した上 で、国の人権擁護機関である大阪法務局に対し、プロバイダ等への削除 要請依頼を行っています。

削除要請依頼の実施状況ですが、本市が法務局へ対し削除要請依頼を行った件数は、令和 2 年 10 月~令和 5 年 9 月までで 89 件となっており、X (旧 Twitter) が 64 件、Facebook が 4 件、Web サイトが 21 件となっています。

これまで削除要請依頼したもののうち、今年 9 月時点で、閲覧できなくなったものは 21 件となっております。削除要請依頼等の対応を行っても、削除されていない投稿が多く残っているのが現状です。

一方、大阪府では令和 4 年に施行されました「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」ついて、有識者会議の議論を踏まえた条例の一部改正の準備が進められていると聞いています。また、X (旧 Twitter) の有料化や新たな SNS である Threads (スレッド) のサービス開始など SNS に関する新たな動きにも注視しながら事業を実施しているところです。

説明は以上となります。

ダイバーシティ企画課の六波羅と申します。

引き続きまして、人権ふれあいセンター管理運営事業についてご説明 させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず本日お越しいただいております、ここ人権ふれあいセンターですが、本施設は、基本的人権を共有する日本国憲法の理念にのっとり、同和問題をはじめとする全ての人権問題の速やかな解決に資するため、人権教育および人権啓発並びに市民交流を推進し、市民の福祉の向上を図るための施設で、堺市立人権ふれあいセンター条例に基づき、設置しています。

人権ふれあいセンターは 1966 年 (昭和 41 年) 7 月に、堺市立隣保館 として開設した後、1974 年 (昭和 49 年) 10 月に、堺市立解放会館とし て、現在の敷地内に移転開設しました。

その後、2002 年 (平成 14 年) 4 月に、堺市立人権ふれあいセンター に改称しました。

その後、2015 年(平成 27 年) 4 月には、現在の建物を 2018 年(平成 30 年) 4 月には、テニスコートなどの屋外施設をリニューアルオープンしました。

また、2014 年(平成 26 年) 4 月からは、民間のノウハウを生かした 効率的かつ効果的な管理運営により、市民サービスの向上と経費の削減 を図るため、市の直営から地方自治法に基づく指定管理者制度を導入 し、人権ふれあいセンターの管理運営は、現在指定管理者が行っていま す。

現在は第2期の指定管理期間中で、来年の3月末までは一般財団法人 堺市人権協会、公益財団法人堺市就労支援協会、特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺の3者で構成されています、JSA グループが指定管理者となっています。

来年 4 月からの第 3 期の指定管理者につきましては、現在公募中です。

次に、人権ふれあいセンターで実施している主な事業ですが、人権ふれあいセンター全体の維持管理業務の他、堺市の被差別部落の歴史を通して、「差別をなくそう、自分は差別はしない」と部落問題を自分の問題として学んでいただくための人権啓発施設である舳松人権歴史館の運営業務、スポーツ文化交流講座として、各種教室講座の開催、総合生活相談、人権相談などの相談業務、施設の貸館業務などを行っています。

人権ふれあいセンターの管理運営事業についてのご説明は以上です。

森 内 人権教育課長

引き続きまして、教育委員会事務局人権教育課長の森内と申します。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

教育委員会事務局人権教育課において実施しております「同和問題の 解決に資する事業」についてご説明いたします。

まずは、堺市立学校園における人権教育を担う教員の知的理解や幼児児童生徒の人権感覚の醸成を図るため、「人権教育推進事業」を実施しています。

幼児児童生徒の人権感覚の醸成を図るためには、教員自らが人権課題 に対する正しい理解と人権感覚を育む必要があります。

人権教育推進事業では、市立学校園の人権教育に関する校内研修の開催に対し、教員同士が自主的に実施する研修への指導・助言や講師として講演を行うため、人権教育課の指導主事を派遣し、学校園での人権教育に対する取組を支援しています。

また、本市の教員により組織されている「堺市人権教育研究会」と共催し、全教員を対象とした人権教育夏期研究会や例年冬1月か2月に開催しております人権教育研究大会の開催、各学校園に1人配置しております人権教育主担者の育成を図るための自主研修会を開催するなどして、教員の人権意識の向上に努めています。

児童生徒への同和問題の解決に資する取組として、「堺市人権教育研究会」と共催し、市立学校全小学校 6 年生が参加する「にんげん学習交流会」や同じく市立学校の中学生が参加する「平和人権学習交流会」を開催し、児童生徒が同和問題に関して意見交換するなどの取組を行っています。

次に、主に堺市立学校園に幼児児童生徒が在籍している保護者を対象に、人権や様々な人権課題について理解を深めていただくため、「人権 学習推進事業」を実施しています。

文部科学省が示している「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」におきましても、「幼児児童生徒の人権感覚の育成には、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり、人権教育に対する保護者等の理解を促進することが求められる。」と明記されています。

人権学習推進事業では、年3回のPTA人権研修会を開催しています。

そのうち第 2 回め、9 月に開催する研修会では、毎年、堺市立人権ふれ あいセンターにおいて同和問題に関して保護者等への研修を行っていま す。また、年 1 回、同和問題をはじめとする様々な人権課題を取り上げ た人権啓発冊子を作成し、電子配信により保護者等への啓発に努めてい ます。説明は以上でございます。

会 長

はい、ありがとうございました。三課から多岐にわたり本市の取組について説明を受けました。

この取組に関しまして、委員の皆様方から何かご質問やご意見、提案 等はございましたら、挙手の方をお願いしたいと思いますがいかがでし ょうか。

井 上 委 員

井上です。

たくさんの施策をしていただいてありがとうございます。ご説明いた だいた中で、いつも感じていたのですが、今回のご説明の中で、数字的 なものが、モニタリングの件ぐらいしか出てこなかったですよね。

効果的な取組を行うにあたっては、指標というかベースになるものが必要なのかなと感じました。そのもとがあって、じゃあどういうふうな効果的な啓発していくのか、また、周知をしていくのかというところの考え方を持つのが大事なのかなと感じています。あと、それを例えば人権意識調査にするのかとか、いろいろあると思うのです。人権意識調査は2020年にやっていましたよね。次回の人権意識調査は2025年とまだ少し先なので、2020年を元にするのであれば2015年から2020年にかけてどんな形で人権意識が変わってきたのかであったりとかあると思うのです。

要は、この同和地区以外の人たちがどう人権感覚を通して変わってきたのかという指標をまず、見てみるのも大事なのかと思っています。それをもって、もう一つは今の地域の実態ですよね。というのが、かなり今はもう変わってきていると思います。

地域の人たちや市民の方達も困っていることや部落問題の形も変わってきております。

2000 年 5 月に同和問題解決に向けた実態調査を堺市はされています。 23 年前なので、僕も学生だったためで当時の調査内容や調査結果は全然 わかりません。その実態調査から 20 年以上経っているので状況がかな り変わっていると思います。

そういう意味では、実態調査も、今後は大事なのかなと感じるので、 地域の中の実態を見て、堺市民の状況を見て、そのうえで効果的な取組 に変えていくという考え方が必要ではないかと感じました。

以上、私からの意見とさせていただきます。

会 長

ありがとうございました。

まず、井上委員の方からモニタリング以外については、数字がないのではないかというご指摘がありました。確かに、例えば PTA の人権研修会のうち、堺市立人権ふれあいセンターで 9 月に実施された人権研修は、市内の小中学校で何%であるとか、そのうち PTA 役員の方や保護者の方の参加者数は何名であるなどですかね。

先ほどご説明のあった施策をすべて人数で示すということは難しいですけれども、例えば、ふれあいセンターの来場者数であるとかそういったことは、数字で表せるものは多々あろうかと思います。その点についてのご認識を、お答えをいただきたいと思います。

あわせてもう一点、井上委員からお話のあった地域の実態についてで ございます。井上委員から 2000 年は学生であったということで、私も 学生でしたので承知してはおりませんが、かなり年数が経っているとい う中で、改めて実態調査を実施すべきではないかというご提言もありま した。この点についても、本市としてどのようにお考えか、これについ てお答えいただきたいと思います。

六 波 羅 がいーンティ企画課参事

まず同和問題解決の実態調査のお話ですけれども、同和問題の解決につながる施策を効果的に実施するにあたっては、地域の実態調査が非常に大事だと認識しています。

平成 28 年 12 月 16 日に施行されました、「部落差別の解消の推進に関する法律」、こちらの第 6 条におきまして、国が部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うという規定がされています。

ただ一方で、同法案の可決の際に、参議院法務委員会において付された付帯決議では、実態調査の実施について、「調査により新たな差別を生むことがないように留意すること」とされており、「新たな差別を生まないために、人や地域を特定することを伴う調査は実施しないことが

肝要である」とされています。

このことから市が主体的に部落差別の実態に係る調査を行う場合は、 かなりの慎重を期する必要があると考えています。かなりの工夫が必要 だと考えています。

森内

人権教育課、森内です。

人権教育課長

数字的なことですけれども、PTA 人権研修会(第 2 回め)の同和問題について、今年度 9 月に実施しました参加者でいきますと、243 人となってございます。

それとあと、先ほど申しあげた堺市人権教育研究会と共催で実施しております全小学校6年生対象とした人間学習交流会ですけども、こちらは児童数6年生7,220名参加しての交流会というのを開催させていただきました。基本は、各中学校区単位での交流ということでさせていただいております。

それとあと、学校での同和教育につきましては、2022 年(令和 4 年)の実績でございます。私どもの方としましては、小学校でいきますと、例えば小学校 4 年生から 6 年生に対しては、3 年間で 3 時間以上同和問題についての取組というのをやってほしいと。中学校も一緒です、3 年間で 3 時間以上ということで指示させていただいております。

実際には、小学校ですね、全小学校 6 年間での昨年の平均は、同和問題に関しては 9.5 時間、取り組んでいただいております。中学校に関しては 3 年間で 3.7 時間が平均ということで取り組んでいただいております。以上でございます。

会 長

いま井上委員の方からお話があったように、やはり比較ができるような形で資料の方はご作成いただいた方が、その取組が進んでいるのかとか、例えばですけど小学校であれば、3年間で9.5時間ということは多いなという印象を持ちますけど、昨年、その前は12時間ぐらいなら減っているということになりますので、あくまでも例として申しあげましたけれども、井上委員さんおっしゃるように参加の取組、いずれについても、可視化できるようにお願いをしたいと思います。

併せて、先ほど実態調査についてということで、地域を実際にご存知 の方から地域を知るべきではないかという声がありました。それについ て、付帯決議ということでしたけれども、我々も議会のものであります ので、付帯決議の重みは十分に承知はしております。付帯決議は法の本文ではないというのも、これまた然りでありまして、本文に書かれていることが、やはり尊ばれるべきかと思いますので、どのようにすれば井上委員がおっしゃったように、実際にこの地域の実態が、前回実施したときから、もう間もなく 24 年が来ようかとしているという中で、この間、この地域がどのように変わったのかということについては、ご検討いただいたうえで、お返事をいただきたいと思います。

井上委員、それでいかがでしょうか。

井 上 委 員

ありがとうございます。

会 長

ありがとうございます。

他にご意見等。はい、中田委員失礼しました。

中田委員

細かい報告、ありがとうございました。同和問題に関する、解決に資する事業の資料 1 のところで、いろいろ事業の説明をいただいたんですが、具体に対象者の視点から見ていきますと、例えば人権主担者研修事業であれば市の職員。人権啓発推進、人権相談事業であれば市民の方、あと教職員の方であったり、PTA や保護者の方であったり、幼児児童生徒の皆さんであったりという形になっているんですが、ここで抜け落ちている人たちに対する啓発は、どういうふうにしていこうとお考えになっているのかがポイントかなと思うんです。

なぜならば、この地域、先ほど井上委員がおっしゃいましたけれども、この地域の中でも、3分の1がもう65歳を超える人口だというふうに住民基本台帳とか見ていただいたらわかると思うんですけど、そういった方々はこういうところに出る機会がなかったり、例えば、隣の校区でもかなり高齢化が進んでいると思うんですね。そういった人に啓発をしていくときに、どういうツールでやるのかは、ひと工夫、要ると思います。

例えば、先日市内の小学校で 150 周年記念の集会がありました。そのときだったら、その地域住民の皆さんが、お孫さんがいらっしゃったり、ご高齢の方もたくさんいらっしゃっていたので、そういう場を借りて啓発するとか、何か工夫したやり方とか、そんなにお金を使わなくても、できるかと思います。

町内会であったり、その自治体のさまざまな団体、それから市内の企業の方々、企業人権協の方。あと商店街でどういうふうにして人権問題を普及していくのかが、大事ではないかと思います。私もこの協議会に関わらせていただいて数年経ちますが、年 2 回ぐらいの会議でこんなこと言ったら大変失礼なんですけど、一体何ができるのか、もっと頑張りたいなと思っています。

やっぱり、市民の皆さんに部落問題の正しい情報をいかにして届けていくのかが大事だと思うんです。間違った情報をいくら届けても、そこに差別意識があったら増幅するだけなので、それを取り除いていくのは大変なことだと思うんですね。

だから啓発はすごく大事で、例えば、このインターネット上の差別事象への対応で、モニタリングって、週1回大変な仕事をしていただいているのですが、差別事象が発生してからやっているので、発生を防ぐことにはならない。啓発だけでできることには限界がある。前回の協議会のときにも言ったのですが、今堺市には「平和と人権を尊重するまちづくり条例」があります。その条例だけではなく、堺市内で例えば差別的な事象を起こしたら、市から警告を受けるとか、そういう罰則の規定がやはり必要だと思うのです。

例えば先般、インターネットで差別事象を受けて苦しめられたプロレスラーの方が亡くなられました。

当事者の方にすれば、その一つの言葉が重たい刃物のように自分の心を切り裂いて命を落とすという現実がある中で、啓発だけで人の心はなかなか変わらない。

例えば健康増進法で、施設の中や室内でタバコを吸ってはいけないとか、道交法で罰則規定ができるようなってから、皆、シートベルトを締めるようになった。このように社会の中で一定基準を設けて、人の命は一番大事なんだよっていうことを規定していくのがすごく大事ではないか。これは部落問題だけには関わらず、他のことにもすべて言えることだと思います。

堺市の啓発のポイントとして、すべての人を網羅する観点でやっていただきたいというのがあります。もし今やれることがあれば、何かというのをお知らせいただけたらありがたいと思います。

会 長 非常に示唆に富んだご意見を、中田委員の方からいただきました。

予防と対策、非常に重たい言葉だと思いますけれども、それについて本 市のお考えをお聞かせいただけることがあれば、どうですか。

中崎

人権推進課です。

人権推進課長

啓発ということで我々もできるだけ広く啓発ができるように、様々なイベントですとか、講演会を開催したりとか、地元密着という点でいきますと、堺市人権教育推進協議会の皆様にご協力いただき各校区推進委員という形でも、ご参加いただいたり、できるだけ広く、啓発が届くように取組はさせていただいているところです。

ただ、まだまだ行き届いてないところあろうかと思いますので、今後、検討課題ということで、考えさせていただければと思っております。

会 長

以上ですか。

中崎

はい。

人権推進課長

会 長

多岐にわたるご指摘でしたけれども。

例えば市職員であったり、あるいはショッピングセンターで、平和と 人権展をやっていて、そこにお買い物に来られる夏休み中の方であった りとか、そういう方にはアプローチができたりしているかもわからない けれども、とりわけ年配の方に対してどうやってアプローチをしていく んだみたいなお話が具体にあったわけですね。

それに対して、例で挙げられたご高齢の方に対する啓発ということになると、特化したような形で何らかの取組をすべきではないかというご 指摘でした。その点についてのお考えはございませんか。

中崎人権推進課長

はい、その点につきましてはですね、今、具体にこの場でお話はできないんですけれども、今後そのような課題につきましても十分検討していきたいと考えております。

会 長

わかりました。

例えばですけれども、実際、私も地元が泉北ニュータウンで人権啓発

の取組が、連合自治会でやられているかというと、実際は、ほぼ皆無というような状況の中で、例えば、昨年度、節目の年だということで、広 く公開されたような映画で、年配の方も楽しめる映画であればですね。

副 会 長

「破戒」

会 長

商業映画の名前を言ったらあかんかなと思いました。

「破戒」とかを例えば、各校区の自治会で、高齢者の皆さんに見ていただくような取組をするとか、いろいろ考えられるのではないかと思うので、しっかりご検討いただいて、「わずか年に 2 回の会議で何ができるんだ」という厳しいご指摘をいただきましたが、この指摘を重く受け止めなければと思っています。しっかりと次の会議のときには、今日の中田委員のご指摘を受けて、このような取組をいまやっています、あるいは、やっていきますということをお返事していただくようにしていただきたいと思います。

あわせて、予防ということでしたけれども、まさに禁煙しましょうとか、「タバコ 1 本止めたら何分間の寿命を見ますよ」というようなことを言ってもらちがあかない。一方で、敷地内を禁煙にすれば結果的に禁煙になる方が増えたり、あるいは道交法も引用されたりということがありました。

本市において、この差別事象に対する市独自の条例、罰則規制を含ん だ条例についても言及がありましたけれども、それについての市の考え はいかがでしょうか。

果 田 好でなる。 田 タブイグブージティ推進監

条例制定につきましては、なかなかハードルが高いというふうに私どもは認識しております。今のお話でもそうですし、私どもの認識としましても、理念条例ではおそらく私たちが今やっている啓発の事業と、ニアリーになるのかなと思っております。

ご意見いただきました罰則規定を設けた条例は、小堀会長もよくご存知と思いますが、ヘイトスピーチに関しまして以前私ども、罰則規定を設けたヘイトスピーチの禁止条例を持っている他市を研究いたしましたが、設置はなかなかハードルが高いものでした。

川崎市の場合は、実際にヘイトスピーチが現地で行われている現状があり、それで警察と協力されて、あの条例を設置されたものであった

と。そういう特異な状況であったので、何とか罰則規定を設けた条例化 ができたというふうに聞いております。

堺市もそのヘイトスピーチに関しましては、今現に堺市で起こっていないということもあり、当時警察には確か相談したと思いますが、その時は警察からも、罰則規定を設ける条例はかなりハードルが高い、ということで進めることができなかったと認識しております。

今おっしゃっていただいたご意見につきましては、ヘイトスピーチとは少し違うかもしれませんが、同じように理念条例でなく、罰則規定を設ける条例というのは、警察も含めて協議が必要と思いますし、現状としては厳しいと思っております。

本市の同和問題、部落差別の問題は、本市だけの問題では当然ないというふうに考えております。

私どもといたしましては、やはり国の方で法規制、法整備化されることをまずやっていただきたいというのが一番の思いです。そういう国への声を議員の先生方のお力もいただきながら、国へ届けていただけるのが一番であると。なかなか近道とは言えないですけれども。

私の認識しているところは、以上です。

会 長

中田委員、いかがでしょうか。

中田委員

ということはやっぱり堺市議会で、国に対する要望というか、早く包括的な人権擁護法案を作れというような要望を上げていってもらわないと市としてはしんどいっていうことでしょうか?

果 田 好でなる。 田 タブイグブージティ推進監

市としてしんどいと言いますか、国全体で考えていくべきものだと思っています。逃げているわけではないですが、なかなか一自治体で罰則 規定を設けた条例を立ち上げること自体が、すぐにはなかなかいかない、ハードルが高いと認識しております。

議員の先生方にそういうふうにしてくださいと言うわけではないですが、国が主体的に取り組むこと、そもそも日本社会の歴史的過程で作り出された差別の問題であるので、日本国全体で問題意識を持って取り組まないといけないというふうに考えております。

中田委員

おっしゃっていること非常によくわかるんですけど、今芸能事務所の

問題もすごく問題になっています。

国連人権委員会が日本にやってきまして、その芸能事務所の調査もしましたけど、それと合わせて日本の被差別マイノリティの調査もしているんですね。この間も何回も国に人権包括法が必要であるとか、そういう提言を行っているんだけど、なかなか国が動かない。そしたら国を動かすにはどうやって動かすかっていうと、やっぱり末端の市町村から声を上げていって、世の中がこういう状況なんだよって国に見せないと、そういう状況はやっぱり、市町村から国に迫っていくっていうのは必要かなと私ども思っているんです。それにつきまして、今日ご参加の議員の皆様もぜひご協力いただいて、国に要望書を上げていただけたら非常にありがたいと思います。

以上です。

会 長

非常に建設的なやりとりができたかなと思っています。ただ、ダイバ ーシティ推進監も非常に長年にわたりこの問題については、取り組んで きていただいて、承知はしているんですけれども、一方でまさに本市で どのような事象が実際に起こっているのかがないとなかなか罰則規定は 難しいというのであれば、先ほど井上委員がおっしゃったみたいに、じ やあ、この地域で今どういうことが起こっているのかは、把握をする調 査は必要になってくるんじゃないかな。卵が先か、鶏が先かではないで すけれども、もちろんあらゆることが国において解決がなされるのが最 も望ましいわけですが、そうは参らず、今日この場で第 25 回目の会議 をやらしてもらっていますが、我々の大先輩も若干 26 歳で初当選をさ れて、市議会で3期お努めをされた方もこの地域から出ていらっしゃい ましたけれども、もう約 100 年ほど前でしょうか、そういう方たちに、 先人に、我々も習って、地域の実態というものを知ったうえで、効果的 に、まさに中田委員がおっしゃったように、我々として実効性のある条 例が制定できないのかというのは、市長の方から人権問題の解決をめざ せという審議の依頼もいただいておりますので、それに資するようなご 検討をさらに進めていただきたいということでお願いを申しあげておき たいと思います。

また、この点については随時、今後も進捗について確認をしてまいり たいと思います。

他に何かございませんでしょうか。他になければ次に進ませてまいり

たいと思います。

まず、以上で本市同和問題の解決に資する事業についての説明とそれ に対する質疑応答については終了とさせていただきます。

さて、先ほど井上委員の方からインターネット上での差別の問題についても提起がございました。

また中田委員さんの方からは、あくまでもそれは対処しているだけではないかという厳しいご指摘もありましたけれども、いままさに、このインターネットの上の部落差別問題というのは看過できる問題でもなく、後ほど皆様にはご覧いただきますけれども 1 階の特別展ではこうしたネット上の問題が、現在展示がされているところであります。

そうした中で、人権推進課の方で「寝た子はネットで起こされる」ということで、川口泰司先生を招かれて講演を受けられたというようにお聞きをしており、大変評判が良かったということでもあります。

そうしたことも踏まえまして、今後、我々として先ほど中田委員も触れられた条例というものも視野に入れながら、現在のインターネット上における差別事象がどのようなものであるのかといった知見を深める意味から、川口泰司先生など、この方だけというわけには、ピンポイントでどうなるかわかりませんけれども、川口さんのような方をお招きして、知見を深めるような場を持ちたいと考えますけれども、皆様いかがでしょうか。

ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。そういたしましたら、先生のご都合もあろうかと思いますけれども、川口泰司先生を軸に、今年度中に知見を深めるような場を持ちさせていただきたいというように思いますので、よろしくお願いを申しあげます。

続きまして、案件 4「堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について」の説明をお願いいたします。

六 波 羅 がいージティ企画課参事

それでは、案件 4「利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンター の愛称募集」につきましてご説明いたします。

それではお手元資料 2 の募集要項 (案) をご覧ください。この案にご

意見を頂戴した上で、最終案を固めていきたいと考えていますので、よ ろしくお願いします。

まず初めに今年度、愛称募集を行う理由ですが、まず一つめといたしまして、コロナ禍で減少しましたセンターの来館者、こちらを増加させることが課題であると考えていまして、来年度は年間 18 万人以上の来場を目標としています。

ちなみに過去4年間の来館者数の推移でが、令和元年度が17万9,221人。令和2年度がガクンと下がりまして、10万8,681人。令和3年度が11万9,889人。令和4年度が16万676人となっています。

二つめといたしましては、センターは人権ふれあいという施設の名称から、人権に関係のない用途では使用できないのではないかというような認識を持たれている方が少なからずいらっしゃるというふうにお聞きしています。このようなイメージを払拭しまして、センターの役割や実施している事業を、本市内外に広く周知し、多くの人に利用していただきたいというふうに考えています。

三つめといたしましては、センターは平成 27 年 4 月に屋内施設をリニューアルオープンいたしまして、来年度で 10 周年を迎えます。また指定管理者制度を導入して、今年度で 10 年が経過し来年 4 月からは第 3 期の指定管理期間に入り、新たなスタートを切るタイミングであります。

このようなことから、センターのイメージを表現した、誰もがわかり やすく、身近で親しみやすい愛称を募集しまして今年度中に愛称を決定 することで、センターに注目してもらいたいと考えています。

また来年 4 月の新しいスタートに合わせまして、愛称を積極的に使用 していきたいと考えております。加えまして、愛称を募集しただけで来 館者が増えるとは思っていませんので、ふれあいセンターの事業内容の 充実を図ることによりまして、来館者の増加に繋げたいと考えていま す。

続きまして資料に戻りまして、堺市立人権ふれあいセンターの概要等につきましては、先ほどの案件でご説明しましたので省略させていただきます。応募資格ですが、どなたでも応募可能とし、応募は1人1点のみとしたいと考えています。

続きまして資料の3番、応募期間ですが、予定といたしまして、令和5年11月20日から令和6年1月31日としていますが、こちらの方は準

備が整い次第応募を開始したいと考えています。また応募の締め切りは 来年の1月31日としたいと思っています。

続きまして4番の応募方法ですが、センターの愛称、その愛称を考えた理由や意味、氏名、年齢などの基本的な情報を記載していただき、はがき、Fax、メールなどで、ダイバーシティ企画課にお出しいただければと考えています。

それとあわせまして、普段からセンターを利用されている方には、たくさん応募していただきたいので、人権ふれあいセンターにも応募用紙を置きまして、そこに記載していただいて、設置する応募箱へ投函していただけたらと考えています。

5 番の応募基準・条件ですが、本人が創作した未発表のもので、他の 著作物を使ったり、真似したりしていないもの、それと他の名称、商標 などに類似していないもの、わかりやすく、身近で親しみやすいもの、 覚えやすいもの。センターの施設概要などを踏まえて、センターをイメ ージしやすいものであることなど、基本的な事項を記載しています。

6 番の選考方法ですけれども、次回の堺市同和行政協議会の場におきまして、委員の皆様に応募作品を審査いただき、愛称の候補作品数点を 決定していただきたいと考えています。

その後、同和行政協議会で候補作品を絞っていただいたものの中から、ふさわしいものを最終的に市が決定し報道提供などを行い、PR していきたいと考えています。

候補作品の選定方法につきましては、応募作品の応募数にもよりますので、1月末に応募を締め切った後、応募作品の一覧を事務局で作成させていただき、まずは会長と副会長に候補作品の選定方法のご相談をさせていただきたいと考えています。

7番の選考結果でが、令和6年3月末頃を予定しており、受賞者にお 知らせする他、堺市の広報誌、ホームページ等で公表を行う予定で考え ています。

また受賞者には記念品の贈呈を行えればと考えています。

最後8番応募作品の取り扱い等についてですが、こちらの方は著作権 や商標登録に関すること、あと個人情報の取り扱いなど基本的な事項を 記載しています。

それと資料 2 枚めに参考といたしまして、人権啓発施設や隣保館におきまして、公募で愛称をつけている施設の一例を添付しています。

私共、ダイバーシティ企画課が所管しております堺市男女共同参画センターですが、こちらは平成30年8月にコクリコさかいという愛称が決定しています。意味等につきましては、資料の記載の通りです。

その他の施設につきましては、資料をご覧ください。

人権ふれあいセンターの愛称募集についてのご説明は以上です。

会 長

ただいま、堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集要項の(案)について説明を受けました。

募集要項(案)に関しまして、委員の皆様方から何かご質問、ご意見等 はございませんでしょうか。

藤本委員。

藤本委員

募集の要項については、わかったんですけれども。募集の告知というか、周知徹底、こういう愛称募集をしていますよというようなことを、広く市民に知らせるという点ではどういうふうにやるのでしょうか。

六 波 羅 ダイバーシティ企画課参事

今考えていますのは、広報さかいに掲載する他、市のホームページで の周知。あとは募集のビラを作りまして、各区役所とか、市政情報セン ターの方に配架したいとか考えています。

あわせて、11 月 26 日に人権ふれあいセンターで開催される「ふれあいフェア」で、愛称募集ブース設置して、広く応募してもらおうと考えています。

会 長

他に藤本委員、何か良い方法あればぜひご教示いただければ。

藤本委員

そうですね。例えば学校園またその保護者等に、こういうものをやっていますというお知らせを発出するとか、いろんなところにビラを置くということであれば、もっと広く協力いただけるようなところもあるんじゃないのかなというふうに思いますので、考えていただけたらと思います。

会 長

ありがとうございます。今年の夏休みだったでしょうか、堺市内の小学生中学生は、市立博物館や利晶の杜が親子で行けば、入館料無料。この施設はもともと無料ですけれども、この施設の案内と兼ねて、小中学

生の皆さんにも学校教育部を通じて、協力を得ながら、お子さんたちにも広く周知をして、保護者の皆さんにも知っていただくと、こういったこともできるのではないかという藤本委員のご提案でありましたので、ぜひ前向きに検討いただけたらと思います。

他にご意見等ございませんでしょうか。 小野委員。

小 野 委 員

すいません、ちょっと細かい話なんですけど、応募の愛称募集をする ってことですよね。

その中で応募作品の取扱いなどのところの、④この応募作品は返却しませんっていうのはどういうことなのかなと思って。物を作るわけじゃないですよね、これ、質問です。

会 長

お答えをお願いいたします。

六 波 羅 がいずがれた画課参事

単に、応募いただいた応募用紙等を本人さんに返さないというだけの 記述です。

小 野 委 員

デザインとか何かを送るのであればわかるのですが、名称だけでした ら、あんまり変に書いてしまうとおかしくならないか疑問に思いまし た。

会 長

記載の削除等、検討いただけますでしょうか。

六 波 羅

わかりました。

ダイバーシティ企画課参事

会長しそれでよろしいですか。

小 野 委 員

はい。

会 長

他にございませんでしょうか。井上委員

井 上 委 員

応募方法のところで、はがき、Fax、メールですけど、いまどきは、 僕らの世代とかでもあまり使わないんですよね、どの媒体も。なので、 例えばスマホで申し込めるような形とか、例えば、チラシにQRコード を付けてみるとか、ホームページもそこにいかないと見られない状態な ので、SNS を使って、堺市の LINE とか YouTube とか、いろいろやってい ると思うので、そういったところの投げかけをしてみたりとか、広く知 ってもらうには、いまは、実際のはがきとか Fax とかよりも、スマホを 使って手軽に申し込める形の方がたくさんの方が申し込んでもらえるん じゃないかなと感じたので、ご検討いただけたらと思います。

会 長

大変、示唆に富んだアドバイスをいただきました。当局として如何に お考えでしょうか。

六 波 羅 ダイバーシティ企画課参事

はい。(案)には書かせてもらっていないのですが、電子申請システムで、スマホからも応募できるようにしたいと考えています。

あと、井上委員からお示しの SNS ですね。こちらの活用についても検 討させていただきたいと思います。

会 長

そうですね、例えばですけれど、堺市の公式な LINE アカウントや SNS も含めて広く募集を呼びかけて、チラシ等にはQRコードで、すぐアクセスできるような形はぜひ前向きにご検討いただいて、当初、おっしゃっておられた目標 18 万ですけれども、コロナの期間 3 年間を除けば、令和元年 17 万 9000 人ということなので、決してその名前で人員を増やすとかというよりは、むしろこの施設をいかに知っていただくかということに力点が置かれている愛称募集ではないのかなと理解をしますので、しっかり学校園をはじめ、SNS や堺市の公式 LINE を通じて、この施設を幅広く知っていただけるようにしていただくようお願いをしておきたいと思います。

私も一点、確認ですけれども、施設の充実という言葉がありましたけれども、10 周年を記念して、この施設を何かグレードアップしていただけたりするんでしょうか。

六 波 羅 がいーシティ企画課参事

いま現在、第3期の指定管理者を公募中です。私どもは、応募者に、より充実した企画提案をいただけたらと考えていまして、応募者が何者

出てくるかわからないのですが、今後、選定委員会に諮りまして、より 充実した事業提案をいただける、指定管理者に決定をしていきたいと考 えています。

会 長

わかりました。そこはですね、指定管理の要綱等々も今後審議されようかと思いますけれども、堺市同和行政協議会会長として申しあげますが、漠然と充実というと非常にわかりにくい。本施設の歴史的背景等々を考えれば、まさに審議依頼事項の冒頭にある同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組のための施設だということを鑑みれば、その方向性に合致した意味での充実でなければならないと思いますので、そのあたりについては、指定管理者選定において、方々間違うことのないように理解をはき違えることのないようにお願いをしておきたいと思います。

他に皆さんご意見等はございませんでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら皆様から本日頂戴したご意見を踏まえまして、市の方で募集要項(案)を必要なところはご修正いただき、また取り入れるところは取り入れていただいた形で進めていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、修正していただきました要綱につきましては、正副会長で確認をさせていただいた後、最終(案)とさせていただくということで進めさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

案件として、本日ご審議いただく内容は以上でございますが、委員の 皆様におかれましては、他に特に言いおきたいようなことがございまし たらお聞きしたいと思いますがございませんでしょうか。

ないようでございますので、以上で閉めさせていただきたいと思います。

それでは事務局からの連絡事項をお願いいたします。

事 務 局

はい。事務局です。

次回の同和行政協議会の予定です。令和6年2月か、もしくは3月頃 に開催したいと考えています。

また、本日ご意見を頂戴しました川口さんを講師に知見を深めていく という件ですが、今後、会長・副会長とご相談しながら進めていきたい と思っております。

最後に、お手元にチラシを二つ置かせていただいておりますが、この後。昨日から2階で実施しています「リバティおおさかが堺にやってくる」という人権パネル展と、人権ふれあいセンターの1階、舳松人権歴史館で開催しております「人権の視点から変わる履歴書ー部落差別と人権意識の今を考えるー」という企画展の見学をしていただきたいと思っております。この後、ご案内いたします。

なお、学芸員の杉本さんより、パネル展と企画展の両方をご案内いた だけると聞いております。

人権パネル展をご見学される際に、ご自身で貴重品だけはお持ちいただきたいのですが、貴重品以外のお荷物についてはこの多目的室の方に置いたままで大丈夫でございます。お帰りの際には、お忘れのないようによろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長

ありがとうございました。大変不慣れで、かつ緊張しておりましたので、本当に議事運営にご協力いただきました事を心からお礼を申しあげます。

それではこれをもちまして、第 25 回堺市同和行政協議会を閉会いた します。ご協力ありがとうございました。